

■学位論文内容要旨

## 「集団づくり」の実践にみるインクルーシブ保育の展開 —集団像に焦点をあてて—

鬼頭 弥生 (2018年度修了)

### 【研究の背景と目的】

1994年に採択された「サラマンカ宣言」により、統合教育に代わりインクルーシブ教育の理念が提唱されたことで、保育においても、統合保育からインクルーシブ保育への転換が求められるようになった。

本研究は、インクルーシブ保育における集団像を明確にし、集団が発展していく構造を明らかにすることを目的とした。そこで、今日までの実践の中でインクルーシブ的な実践が含まれているのではないと思われる「集団づくり」とインクルーシブ保育の関係に着目し、全国保育問題研究会（以下保問研と称す）の集団づくり分科会の実践を通して集団が発展していく構造を明らかにした。

### 【各章の概要】

第一章「今日求められているインクルーシブ保育」では、ユネスコのインクルージョン、インクルーシブ教育の定義を押さえ、先行研究よりインクルーシブ保育において疎外や排除ではなく参加をするという視点でインクルーシブ保育における集団像を導き出し、次の六つの集団像を含むものと定義した。その集団像は、a. どの子どもも居場所がある集団、b. 差異・異質な部分も認め合える集団、c. 対等な仲間関係である集団、d. 一人ひとりがそれぞれの仕方で力を発揮できる集団、e. 互いに参加を認め合いたくなる集団、f. 共感・共同の世界を創り出していくことができる集団、である。

第二章「保問研における『集団づくり』」では、保問研での「集団づくり」における集団像を確認した。その

集団像は、①集団の一員として一人ひとりが位置づいている集団、②対等な仲間関係で本音が出し合える集団、③民主的な話し合いができる集団、④自分たちの生活を自分たちで決めて自分たちで守ることができる集団、⑤一人の落ちこぼれもださない全員参加の集団、である。理論レベルにおいて、多様な参加を保障するインクルーシブ保育へと展開するためには、「集団づくり」における集団像に、インクルーシブ保育における六つの集団像が含まれている必要がある。そこで、「集団づくり」の「一人の落ちこぼれもださない」という「全員参加」の視点から、「集団づくり」がインクルーシブ保育を満たすものなのかを考察した。その結果、理論的には「集団づくり」にインクルーシブ的な要素は含まれているが、インクルーシブ保育における集団像のd. 一人ひとりがそれぞれの仕方で力を発揮できる集団と、e. 互いに参加を認め合いたくなる集団を満たすほどではなかった。しかしながら、理論的にはインクルーシブ保育になるような要素があり、保育実践の基盤として取り組んできた「集団づくり」の実践の中に、インクルーシブ的な実践を含んでいることが十分考えられる結論に至った。

第三章「集団づくり分科会の実践分析」では、集団づくり分科会が恒常的に置かれることとなった、1972年（39号）から2018年（290号）までの保問研の集団づくり分科会が取り組む「集団づくり」の実践の中から、特別なニーズをもつ子どもと、その周りの子どもたちとの関わりが中心に描かれている実践を取りあげて、「集団づくり」を分析、考察した。分析の視点としては、第一章で定義したインクルーシブ保育における六つの集団像を用いた。その結果、理論レベルでは、満たすほどではないと思われた、d. 一人ひとりがそれぞれの仕方で力を発揮できる集団とe. 互いに参加を認め合いたくな

る集団が含まれている実践が全体の約三分の一にみられた。さらに、「集団づくり」とインクルーシブ保育の双方に共通する足掛かりとなる活動が示唆された。

第四章「実践から捉えるインクルーシブ保育の展開」では、六つの集団像の関係を実践の分析、考察から導き出した。その結果、f. 共感・共同の世界を創り出していくことができる集団を土台とし、d. 一人ひとりがそれぞれの仕方でも力を発揮できる集団を目指していくことで、b. 差異・異質な部分も認め合える集団、e. 互いに参加を認め合いたくなる集団、a. どの子どもも居場所がある集団、c. 対等な仲間関係である集団をも含むインクルーシブ保育における集団になっていくことが実践分析から明らかになった。すなわち、d. 一人ひとりがそれぞれの仕方でも力を発揮できる集団になっていくことを目指し、そのための実践方法を考えていくことでインクルーシブ保育を展開していくことができるということである。

さらに、双方に共通する活動として、子どもたちが、「できる/できない」にこだわらずに取り組める活動が鍵を握ることが実践分析から明らかになった。この活動を媒介することで、みんなと一緒の取り組みであっても一律同じことを同じようにすることのみが参加ではないことに子どもたち自身が気づき合い、多様な参加の方法が生まれていき、どの子どもも排除されることなく多様な参加の保障がなされていくことが示唆された。以上のことから「集団づくり」はインクルーシブ保育へと展開する手だての一つであり、インクルーシブ保育という名前は使われていなくても、統合保育の取り組みの中ですでにインクルーシブ保育が行われていたと言える。

## 【結論】

実践から捉えてきたインクルーシブ保育をユネスコの

ガイドラインから捉え直すことで、本研究において第一章で定義した六つの集団像が、インクルーシブ保育における集団像であることを裏付けることができた。

ユネスコのガイドラインに照らしてみると、インクルーシブ保育へと展開していくには、実践から明らかになったように、まずは、「できる/できない」にこだわらずに取り組める活動を子どもたちに提供することで、多様性を尊重し合いながら「共感・共同の世界を創り出していくことができる集団」を目指す。さらに、「一人ひとりがそれぞれの仕方でも力を発揮できる集団」になっていくことを目指すことで、「差異・異質な部分も認め合える集団」、「互いに参加を認め合いたくなる集団」、「どの子どもも居場所がある集団」、「対等な仲間関係である集団」をも含むインクルーシブ保育へと展開できる集団になっていく。すなわち、この集団が発展していく構造を念頭において保育を構想し、実践方法を考えていくことでインクルーシブ保育へと展開していくことができるということである。

## 【今後の課題】

本研究では、分析の対象を保問研が年一回行う全国保育問題研究集会の提案として、『季刊保育問題研究』に掲載されている集団づくり分科会の実践に限定している。他の実践に分析の対象を広げれば、本研究とは異なるインクルーシブ保育への展開が導き出されるかもしれない。より具体的にインクルーシブ保育への展開を示していくためには、他の実践にも目を向け、分析していく必要がある。このことについては、今後の課題である。